
役員及び評議員の報酬等に関する規程

社会福祉法人 若宮福社会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条. この規程は、社会福祉法人若宮福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(常勤役員等の報酬)

第2条. 理事長以外の常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給することから本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

2 理事長については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬)

第3条. 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬の算定方法)

第4条. 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条. 理事長に対する報酬等の支給については、翌月10日とする。但し、当日が土・日曜休日にあたるときは、その日前で最も近い土・日曜休日でない日に支給する。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その金額を支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額が本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

4 本人の申出により、その指定する金融機関の口座に振り込むこともできることとする。

(報酬の額の決定)

第6条. この法人の全理事の報酬総額は、年間1億円以内とする。

なお、上記の報酬総額は、職員としての給与も含んで算定するものとする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 この法人の評議員の報酬は無報酬とする。

別表 1

役職	役員報酬額
理事長	月額 500,000円

(1) 役員報酬

- 1 報酬は源泉徴収後の金額とする。

附 則

この規程は、平成 30 年 5 月 8 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 3 月 30 日一部改訂、平成 31 年 3 月 30 日から実施する。